

# 審査基準

平成19年7月20日作成

法令名 : 質屋営業法
根拠条項 : 第2条第1項
処分の概要 : 質屋の許可
原権者(委任先) : 三重県公安委員会
法令の定め : 質屋営業法第3条第1項(許可の基準) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続) 第2条、第3条(質屋の許可の申請)
審査基準 : 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標準処理期間 : 50日
申請先 : 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110) 又は警察署生活安全課
備考 :